

けんぽ委員だより

退職時に知っておきたい「健康保険」のこと

●退職後の健康保険は速やかにお手続きを!

退職後に加入する健康保険の選択と加入手続きは、ご自身で行う必要があります。
詳細は手続き先にご確認ください。

| 健康保険の種類 | 国民健康保険 | 協会けんぽの任意継続 | ご家族の健康保険(被扶養者) |
|---------|---|--|----------------------|
| 手続き先 | お住まいの市区町村役場 | お住まいの協会けんぽ支部 | ご家族のお勤め先 |
| 保険料 | 前年の所得や家族構成により決定 ※離職理由などにより保険料が 減免されることがあります | 在職時の2倍(上限あり) ※保険料率・上限金額は毎年見直され 変更することがあります | 追加負担なし |
| 加入条件 | お住まいの市区町村役場へ ご確認ください | 下記をご確認ください | ご家族のお勤め先へ ご確認ください |

任意継続の加入条件

条件①

資格喪失日の前日(退職日)までに、被保険者期間が継続して
2か月以上あること

条件②

資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に
「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出(**必着**)すること



添付書類等
詳しくはこちら

任意継続被保険者資格取得申出書の「健康保険 資格喪失証明欄」に事業主様より記入いただくか、資格喪失日(退職日)が確認できる証明書等を添付いただくことで、日本年金機構からの資格喪失情報を待たずに任意継続の資格取得処理ができます。

この場合、**申出書の受付から10日程で資格情報のお知らせと納付書をご自宅にお送りします。**

※被扶養者の収入確認の際に、マイナンバーが未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、お時間がかかることがあります。

任意継続の加入手続きが完了すると、マイナ保険証の資格情報が切り替わります。
令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が終了しているため、マイナ保険証をご利用されない場合は「資格確認書交付申請書」を併せてご提出ください。

協会けんぽ

申請書

「医療費のお知らせ」を送付します

協会けんぽでは、健康の大切さについて関心を高め、健康管理の必要性をより一層認識していただくことを目的に、「医療費のお知らせ」をお送りしています。

発送時期

令和8年1月26日(月)以降に
事業所様宛へ送付予定

対象期間

(掲載している診療期間)

主に令和6年9月診療分から
令和7年8月診療分まで



医療費のお知らせの
見方やよくある質問を
掲載しています。
詳しくはこちらもご覧ください。



ご担当者様へのお願い

個人情報保護のため、お手元に届きましたら**未開封のまま**従業員の皆様にお渡しください。(医療機関の受診がない方など、一部の方には発送されない場合があります。)

※すでに退職された方の「医療費のお知らせ」が届いた場合は、同封の返信用封筒にてご返送ください。

医療費控除の確定申告は、マイナポータル連携が便利です!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、自動計算で医療費控除を適用した申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。

さらに、マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に自動入力できます。

e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの

- マイナンバーカード読取対応のスマホ(又はICカードリーダー)
- マイナンバーカードとパスワード2つ**
 - ①署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)
 - ②利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)

※マイナンバーカードと電子証明書の有効期限をご確認ください。

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続き等のご利用ができませんので、お早めに更新手続きをお願いします。



国税庁確定申告
作成コーナー

作成コーナー **検索**

「医療費のお知らせ」の一括発送終了について

マイナポータル等のデジタル化進展に伴い、事業所様宛に毎年送付しておりました「医療費のお知らせ」は、今回(令和8年1月)の送付を最後に終了します。

【今後の取り扱いについて】

医療費情報(医療費のお知らせ)の確認は、マイナポータルをご利用ください。

マイナポータルがご利用いただけない等、書面での「医療費のお知らせ」が必要な場合は、「**医療費のお知らせ依頼書**」を加入者ご本人様より、協会けんぽまでご提出ください。



「医療費の
お知らせ依頼書」は
こちらから